

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年10月17日
【事業年度】	第139期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	オリンパス株式会社
【英訳名】	OLYMPUS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 菊川 剛
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区幡ヶ谷2丁目43番2号
【電話番号】	東京3377局2111番（代表）
【事務連絡者氏名】	企業法務部長 松下 あゆむ
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿2丁目3番1号 新宿モノリス
【電話番号】	東京3340局2111番（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 川又 洋伸
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜1丁目8番16号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出した第139期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項があり、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものである。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線を付して表示している。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(追加)

(2) 施策の実施状況

① 経営組織体制について

[取締役、取締役会、執行役員制] 省略

[株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項]

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めている。

また、株主への機動的な利益還元を行うため、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めている。

[株主総会の特別決議要件]

株主総会における特別決議の定足数の確保を確実にするため、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定めている。

[役員報酬の内容] 省略

[社外取締役および社外監査役との関係]

(訂正前)

社外取締役および社外監査役と当社の間には、特別の利害関係はない。

なお、当社は、社外取締役および社外監査役の全員との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の規定する最低責任限度額である。

(訂正後)

社外取締役ロバート・エー・マンデル氏、社外監査役島田誠氏および中村靖夫氏と当社の間には、特別の利害関係はない。社外取締役藤田力也氏は、財団法人内視鏡医学研究振興財団の理事長であり、当社は同財団に対して寄付を行っているが、社外取締役個人が直接利害関係を有するものではない。

なお、当社は、社外取締役および社外監査役の全員との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の規定する最低責任限度額である。